

御坂山岳会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は御坂山岳会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は会長の指示する場所に置く。

(目的)

第3条 本会は大自然を愛する者により構成し、山岳を各方面から観察して会員の知識を高め心身の鍛錬と相互の親睦を図り、山岳会の進歩発展を目的とする。

(事業)

第4条 本会はその目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 登山及び月例会
- (2) 研究記録の発表
- (3) 技術研究指導
- (4) 会報御坂層発行及び出版
- (5) 展覧会、座談会、講演会等の開催
- (6) その他本会の目的を達成する必要な事業

第2章 会員

(会員資格)

第5条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同し、会費を納めた者とする。

(入会)

第6条 新たに本会の会員になろうとする者は、入会申込書（別記様式）を提出し、理事会において活動実績を評価し、理事会の承認を得て正会員とする。ただし、評価期間は半年とする。

2 新たに本会の会員になろうとする者が未成年者の場合は、保護者の同意を得ることとする。

(除名)

第7条 会員は次の各号に掲げる行為をしたときは除名される。

- (1) 会則に違反したとき
- (2) 会の統制を乱したとき
- (3) 会員としての体面を著しく汚したとき

(退会)

第8条 会員は次の各号に該当するときは会員の資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 会費を1年以上未納のとき

第3章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 長 1名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監 事 2名

(役員の仕事)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、会務を執行する。
- 4 監事は、本会の経理を監査する。

(役員を選任)

第11条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 正・副会長及び理事長は、理事の互選による。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員補充によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後も新役員が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

(顧問)

第13条 本会には、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。

第4章 会議及び運営

(総会)

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、事業年度終了後遅延なく会長が招集する。
- 3 会長が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上から請求があったときは、会長が臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会の議長は会長がこれにあたる。

(総会に附議すべき事項)

第15条 総会に附議しなければならない事項は次のとおりである。

- (1) 会則に関する事項
 - (2) 事業計画の承認に関する事項
 - (3) 予算決算の承認に関する事項
 - (4) 他団体への加入脱退に関する事項
 - (5) 会の解散に関する事項
 - (6) その他重要な事項
- 2 総会における議事は、出席した会員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

(理事会)

第16条 理事会は、会の運営を円滑に進めるため必要な事項を検討し推進する。

- 2 理事会は、理事長が統括し会議制により会の運営にあたる。

(専門部)

第17条 本会の運営を円滑にするため、次の専門部を置く。

- (1) 会計部(会計事務)
 - (2) 山行推進部(山行計画及び推進)
 - (3) 編集記録部(会報の編集出版、御坂層の発行及び諸記録)
 - (4) 装備部(備品の保管及び管理)
 - (5) 渉外部(富士吉田スポーツ協会、山梨県山岳連盟等の対外交渉)
- 2 専門部は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

第5章 会計

(経費)

第18条 本会の経費は会費、寄附金その他の収入をもってこれに充当する。

(会計年度)

第19条 会計年度は毎年4月1日から始まり翌年の3月31日に終わる。

(会費及び入会金)

第20条 会費は年額5,000円とする。ただし、次の会員は会費を半額とする。

(1) 生計を共にする同一家族で2人目からの会員

(2) 会計年度内に満70歳以上になる会員

2 会費は、会計年度前年の1月末日までに納めなければならない。

3 新しく会員になろうとする者、または再入会する者は入会金3,000円を納めなければならない。

(既納会費等)

第21条 既納の会費等は、理由の如何にかかわらずこれを返還しない。

(慶弔規則)

第22条 会員相互扶助のため、次のとおり慶弔の意を表す。

(1) 会員死亡の場合及び会員の配偶者または父母死亡の場合 10,000円

(2) その他理事会において必要と認めたとき

第6章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第23条 この会則を変更する場合は、総会において出席者の3分の2以上の議決がなければ変更することができない。

(解散)

第24条 本会を解散するには、会員の直接無記名投票により会員4分の3以上の同意を得なければならない。

第7章 遭難対策

(遭難発生時の費用負担)

第25条 遭難において発生する費用は、個人負担とする。ただし、総会の承認を得て、本会から費用の一部を負担することができる。

(車両事故等)

第26条 車両事故等に係わる物損が発生した場合は、その実費について原則参加者が連帯して負担する。

(山岳保険)

第27条 会員は、搜索費用が給付される山岳保険に加入しなければならない。

(登山計画書)

第28条 会員が登山する場合は、会長あてに登山計画書を提出しなければならない。

附 則

この会則は、昭和45年2月1日から施行する。

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

この会則は、平成20年4月1日から施行する。

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

この会則は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式

年 月 日

御坂山岳会会長 殿

氏 名 印

御坂山岳会入会申込書

私は、御坂山岳会の目的及び会則を認め、入会金と会費を添えて入会を申し込みます。

ふりがな
氏 名 _____ 性別 _____

血液型 _____ 生年月日（西暦） _____

【自宅】

住所 〒 _____

TEL _____ FAX _____

携帯電話 _____

メールアドレス: _____

携帯アドレス: _____

【勤務先】

勤務先名 _____ 部署名 _____

住所 〒 _____

TEL _____ FAX _____

【入会申込者が未成年者の場合】

氏 名 _____ が御坂山岳会に入会することに同意します。

年 月 日 保護者氏名 _____ 印